

協力要請の流れ

特定技能所属機関

1. 協力確認書の作成・提出

提出先

以下、①②の属する市区町村

- ① 特定技能外国人が活動する事業所の所在地
- ② 特定技能外国人の住居地

提出方法

各市区町村が指定する方法

例：紙（対面又は郵送）、電子メール、Webフォーム等

提出時期

- 令和7年4月1日以降、初めて特定技能所属機関が特定技能外国人に係る在留諸申請を行うとき
- 提出済みの協力確認書の記載事項に変更等が生じたとき
- 特定技能外国人の事業所／住居地が変わった（他の市区町村への転居等）とき

提出

地方公共団体

2. 市区町村による協力確認書の受領

- 必要に応じて、関係部署等に対し、協力確認書上の情報（事業所の所在地、連絡先等）を共有

特定技能所属機関への協力要請

- 必要に応じて、特定技能所属機関に対し、共生施策に係る協力を要請する
⇒ 協力要請時は、趣旨、根拠、理由等を丁寧に説明するよう努める。

地方出入国在留管理局への相談

- 数次にわたって協力要請を行ったにもかかわらず、合理的な理由がなく、特定技能所属機関から協力が得られない場合、地方出入国在留管理局に相談

必要に応じて指導・助言・協力要請等

協力要請

相談

回答

特定技能所属機関

3. 在留諸申請

- 協力確認書の提出先等を申告
- 地方公共団体による共生施策を踏まえ作成した1号特定技能外国人支援計画を提出

協力要請への対応

- 共生社会の実現に必要な施策であり、それが支援計画に基づく支援に資するものである場合、協力要請に応じる

在留諸申請

地方出入国在留管理局

- 在留諸申請時、地方公共団体へ協力確認書の提出を行っていない特定技能所属機関に対し、提出を促す
- 地方公共団体からの相談に基づき、事実関係を確認の上、必要に応じて、指導・助言・協力要請等を行う

▶ 協力確認書の運用

- 協力確認書は、基本的に一度、地方公共団体に提出すれば足り、その後、特定技能所属機関が別の特定技能外国人を雇用する場合や、再度在留諸申請を行う場合、転職・転出時、及び帰国時には再提出を要さない。

▶ 協力要請の具体例

- 本件の趣旨を踏まえた協力要請の例
 - ・ 条例等の法的根拠があるもの
 - ・ アンケート調査、ヒアリング等への協力
 - ・ 各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等

▶ 相談時の留意事項

- 地方出入国在留管理局への相談※は、地方公共団体から特定技能所属機関に対して十分に説明し、かつ数次にわたって協力要請を行ったにもかかわらず、合理的な理由がなく、協力要請に応じない場合に限る
- 地方出入国在留管理局への相談は、文書で行う
※事業所の所在地が属する地方出入国在留管理局